# 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくりアクションプラン

検討委員会名	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくりアクションプラン検討委員会	
担当部課	府民生活部 安心・安全まちづくり推進課、警察本部	
現状と課題	▷刑法犯認知件数は、地域防犯活動の活性化と警察力の強化により、平成14年をピークに徐々に減少しているが、犯罪が急増した平成8年以前と比べると未だ府民に身近で不安を与えるひったくりや車上ねらいなどの街頭犯罪を中心に高い水準にある。また、都道府県別の人口当たりの刑法犯認知件数も、一時より順位は低下したものの高い水準(平成21年でワースト4位)にあるなど、犯罪情勢は依然として厳しい状況にある。	
	▶子ども・地域安全見守り隊に代表される防犯ボランティアの積極的な活動は、 警察署や交番・駐在所の再編整備等警察力の強化と相まって、近年の犯罪認知 件数の減少につながるなど、安心・安全なまちづくりを推進する原動力となっ ている。一方で参加者の高齢化や固定化などの課題を抱えており、地域の様々 な団体・機関の横断的連携や新たな防犯ボランティアの開拓・育成など、府民 総がかりによる犯罪のないまちづくりへの取組が必要である。	
	▷京都府における少年非行は、検挙人員は徐々に減少しているが、平成21年中に 刑法犯で検挙した少年の人口比が千人中18.8人で全国ワースト1位、再犯者率 35.7%で全国ワースト7位と非常に憂慮すべき状況にあり、地域・学校等の教 育関係機関・警察が一体となって、少年非行の防止対策を強力に推進する必要 がある。	
	▷犯罪被害者等の支援体制は徐々に整ってきているが、犯罪被害者等に対する府 民理解は十分と言えず、府民理解の一層の促進や支援体制の充実が必要である。	
新規施策と期待 される効果	■安心・安全なコミュニティづくり 交番等を核とした住民・行政の協働拠点「府民協働防犯ステーション」を府域 全域に展開し、大学・学生を含めた様々な主体の参画を進め、防犯活動の活性化 を通じた、安心・安全なコミュニティづくりを進める。	
	<ul> <li>○府民協働防犯ステーションの設置と活動の活性化【拡充】         <ul> <li>(施策の内容)</li> <li>・交番等を核とした住民・行政の協働拠点「府民協働防犯ステーション」を平成25年度までに府域全域に展開(287カ所)</li> <li>・ステーションごとに、地域の実情に応じ、セーフコミュニティの理念に基づく活動計画を策定し、計画に基づいて取り組む事業に一定の経費を支援</li> <li>・学校、PTA等の府民協働防犯ステーションへの参画を広め、子どもの安全確保と少年非行抑止対策に対する取組を強化</li> <li>・地域防犯の核となる交番等に、コミュニティールームの設置や交番相談員の配置を拡充して機能を充実・強化</li> <li>(期待される効果)</li> <li>・「府民協働防犯ステーション」の活動の活性化</li> <li>・活動目的や対象の明確化と効果的・効率的な取組の実施・地域住民に対する広報の拡大</li> </ul> </li> </ul>	

### 〇多様な主体の参画促進

# ▶学生防犯ボランティア等若い世代の地域協働活動への参加促進【新規】

(施策の内容)

・ロックモンキーズ等の学生防犯ボランティアと府民協働防犯ステーション等が実施する地域の防犯活動等とのマッチングを実施

(期待される効果)

- ・学生ボランティアの参加拡大による地域防犯活動の活性化
- ▶地域の安心・安全サポート事業所登録制度【新規】(H22~)

(施策の内容)

・独自の見守り活動や地域防犯活動への参加など事業所が取組可能な地域 防犯や交通安全等の活動をメニュー化し、事業所に登録してもらう。京 都府は、各事業所の社会貢献活動をホームページで紹介

(期待される効果)

多様な主体の参画による地域防犯活動の活性化

# ▶大学版地域の安心・安全サポート校登録制度の創設【新規】

(施策の内容)

- ・大学が取組可能な地域防犯や交通安全等地域貢献活動のメニュー化
- ・大学ボランティアセンター等を窓口とした、大学・行政・警察の連携組 織の設置

(期待される効果)

・地域の構成員としての大学・学生の参画による地域防犯活動の活性化

### ▶防犯ボランティア講習(退職者向け講座)の開催【新規】

(施策の内容)

・企業、自治体等の退職予定者等を対象に、防犯活動等地域コミュニティ 活動のノウハウを伝授する講習会を開催し、企業・自治体退職者の地域 デビューを支援

(期待される効果)

・企業OB等の参画促進による地域防犯活動の活性化

## 〇「ヒヤリ・ハット情報」の活用の推進【新規】(H22~)

(施策の内容)

・GIS等を活用し、防犯・交通安全など「ヒヤリ・ハット」情報を府民 から募る仕組みを構築し、地域自ら安全点検を行うなどシステムを活用 した府民参加型の安心・安全なまちづくりを推進

(期待される効果)

・地域住民の安心安全に対する意識の高揚。地域の主体的な取組の促進。

## ○地域防犯環境構築のための設備整備支援制度【新規】

(施策の内容)

・防犯ボランティア活動だけでは対応が困難な車上ねらい等を抑止するため、警察本部が重点的に抑止対策を推進する多発地域において、事業者が駐車場等に設置する防犯カメラに対する補助

(期待される効果)

・刑法犯の約4割を占める車上ねらいや自転車盗等の抑止による刑法犯の 総量抑制

# **■**少年非行総合対策

全国最悪レベルにある状況を脱するため、関係機関による対策会議を設置し、非行多発の要因分析や分析結果等に基づく少年非行対策の立案を行うとともに、非行に走らない意識醸成、現に発生している事件等への対応、非行少年の立ち直り支援、サイバー空間における対応など、総合的な対策を推進する。

# <少年非行を生まない社会づくりの推進>

## 〇少年非行問題対策会議(仮称)の設置【新規】

(施策の内容)

- ・少年非行問題に府民一丸となって取り組むため、学識者と行政・教育・ 警察等の関係機関による少年非行問題対策会議(仮称)を設置
- ・少年人口比率、再犯者率ともに高い京都の少年非行の要因を分析し、関係機関の連携による総合的な少年非行対策を推進するとともに、少年非行に関する府民の関心を高め府民的議論を行う。

くメンバー案>

学識者、教育・警察・福祉・行政関係者、保護観察所等

(期待される効果)

- 関係機関の連携強化と一体的な対策の立案
- ・少年非行が高率な根本原因の究明による効果的な対策立案
- ・少年非行の現状・原因を府民に対して情報発信
- ・社会全体で少年非行防止に取り組む気運の醸成

## 〇少年の規範意識を育む指導・教育の充実【拡充】

▶他人への迷惑を理解させる少年非行防止教室の開催

(施策の内容)

- ・犯罪行為が他人に迷惑をかけることへの理解を深める教室の計画的開催 (期待される効果)
  - ・少年の規範意識の醸成、刑法犯認知件数の減少
- ▶「いのち」を考える教室の開催

(施策の内容)

- ・中高生等を対象に、犯罪被害者等に対する理解を深める教室の開催 (期待される効果)
  - ・犯罪被害者等への理解の促進
  - ・犯罪被害者も加害者も生まない地域づくり
- ▶幼少期からの豊かな心を育てる取組の推進

(施策の内容)

·「未来っ子いきいき応援プラン」等に基づき、読書活動や様々な体験活動の推進など、幼少期からの豊かな心を育てる取組の推進

(期待される効果)

幼少期からの規範意識の醸成犯罪被害者等への理解の促進

### 〇サイバー空間の安全と秩序の確保【新規】

(施策の内容)

- ・インターネット上の悪質・違法情報の排除に向けた取締りを強化すると ともに、インターネットを利用する青少年等幅広い世代に対してサイバ 一空間における被害防止策の広報啓発活動を推進
- ・インターネット上の有害情報を制限するフィルタリングサービスの定着 促進を図るため、青少年の健全な育成に関する条例を改正

(期待される効果)

・インターネット利用者の安全の確保と秩序、マナーの向上

## <少年非行事案等への適切な対応>

- 〇関係機関の連携による少年非行抑止ネットワーク事業の充実【拡充】
  - ▶スクールサポーター等の拡充による学校等への支援強化

(施策の内容)

・スクールサポーターを中心として、関係機関等が緊密に連携し、授業妨害や対教師暴力等の問題事象を多く抱える学校を重点的に支援

(期待される効果)

- 学校現場の正常化
- ・少年の非行及び犯罪被害の未然防止、再非行等の防止と立ち直り

## ▶学校警察連絡制度の構築等によるネットワークの拡充

(施策の内容)

・少年サポートセンターを拠点とした、学校警察連絡制度の構築等による ネットワークの拡充

(期待される効果)

- ・少年非行を抑止するための情報交換
- 有害な環境の除去、子どもの安全を守るための情報交換
- ・少年の立ち直り実現のための関係者間の連携

## 〇少年非行抑止のための街頭における少年補導体制の強化【拡充】

(施策の内容)

- ・府民協働防犯ステーション等が実施する地域の防犯活動等とマッチング した少年街頭補導活動チームの結成
- ・少年を取り巻く有害環境から次代を担う少年を守り、正しく導くため、 地域の実情に精通した少年指導委員等少年補導に携わるボランティアの 充実による繁華街を中心とした補導活動の強化

(期待される効果)

- ・少年非行の未然防止、有害環境の浄化
- ボランティアの活性化

## く非行少年の立ち直り支援>

〇非行少年を対象とする就労支援制度の創設【新規】

(施策の内容)

・民間事業所の協力の下、就労支援制度を創設することにより、非行少年 の立ち直りを支援

(期待される効果)

・非行少年の立ち直りによる再犯者率の低下

## ■犯罪被害者等への支援

〇犯罪被害者等による講演等を柱とした府民理解の促進【拡充】

(施策の内容)

- ・安心・安全まちづくりや交通安全運動等の関係行事、市町村等の諸行事 を活用して、犯罪被害者及びその遺族等による講演会や手記の朗読等を 積極的に展開
- ・府内の中学・高等学校と連携して、中高生を対象に、命の大切さや人と の絆を考え、犯罪被害等に理解を深める教室を開催

(期待される効果)

- 犯罪被害者等への理解の促進
- 犯罪被害者も加害者も出さない地域づくり

### ○犯罪被害者等の相談窓口の設置・充実【拡充】

(施策の内容)

・犯罪被害者サポートチームを中心に、(社)京都犯罪被害者支援センター等の関係機関との連携により、市町村等の相談窓口の充実と担当者の 資質向上等を図る。

(期待される効果)

・当事者に最も身近な市町村を含めた支援体制の充実

# 〇大規模な事件等に対応する緊急対応チームの設置【新規】

(施策の内容)

・多数の死傷者が生じる重大な事件等が発生した際に、被害者や周辺住民 に対して発生から数日間の緊急的な精神的ケア等の支援を行うサポート チームを設置し、被害者等の要請により必要な人材を派遣

# ■京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画に基づく施策体系(継続事業等)

別紙のとおり

# 検討委員からの 主な意見

- ▶ 交番の存在が忘れられがちであるので、交番を前面に出し、地域と交番の連携による安心・安全のまちづくりを推進してほしい。
- ▶ 見守り隊の意味合いを、子どもの見守りだけでなく地域の交流などに広げ、 支援も資機材だけでなく、活動継続のために使途を拡大するべき。
- ▶ 大学も地域に対して安心・安全などの社会的責任を果たすべき。
- ▶ 大学生や企業OBなどを活動に巻き込んでいく仕掛けが必要である。
- ▶ 犯罪抑止効果の高い防犯カメラについて、その設置が商店街や自治会等の負担にゆだねられているので、一定の支援が必要ではないか。
- ▶ 少年犯罪の状況が府民に理解されていないので、犯罪率などの悪いデータを 府民に伝えていく努力が必要である。また、悪い原因はどこにあるのか、きち んと分析をして対策を検討していく必要がある。
- ▶ 少年非行対策には幼少期からの主体的な活動への参画が効果がある。
- ▶ 犯罪被害者支援の必要性がまだまだ知られていないので、広報の充実が必要。 また、「いのちを考える教室」など思春期からの教育も効果がある。

# プラットフォー ムなど現場から のニーズ、提案、 検証結果等

<地域における防犯活動のプラットフォーム>

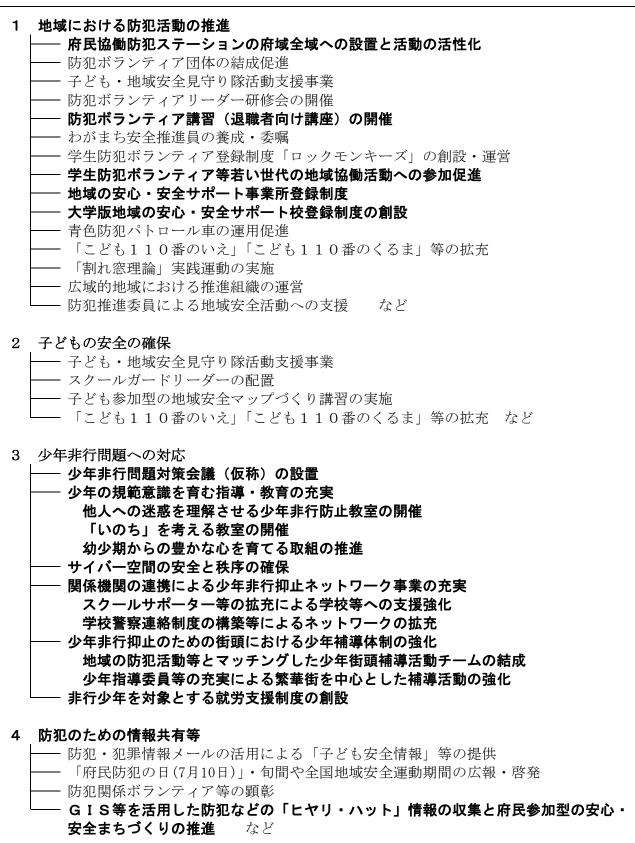
交番・駐在所を核とし、地域の様々な団体が横断的に連携した防犯活動のプラットフォームとして「府民協働防犯ステーション」を平成20年度から設置(平成22年8月現在42箇所)

地域の実情に応じた防犯活動を展開

#### <別紙>

■京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画に基づく施策体系(継続事業を含む)

### 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進



5	施設等における防犯性の向上
6	<b>交番・駐在所機能の充実・強化による地域防犯力の向上</b> ── 再編整備プランに基づく警察署・交番・駐在所の再編整備の推進     「防犯アドバイザー」としての役割を担う交番相談員の拡充配置
7	警察の防犯活動強化、地域や行政機関と連携した地域防犯力の向上 無華街における総合的な治安対策の強化事業 街頭犯罪・侵入犯罪等の抑止に向けた警察力の充実・強化 暴力団等の組織犯罪の徹底検挙に向けた捜査力の強化 など
犯罪	<b>罪被害者等の支援</b>
1	<ul> <li>犯罪発生直後の活動支援の充実</li> <li>犯罪等が発生した直後に行う被害者等への直接支援活動</li> <li>傷害など身体犯被害者への初診料、診断書料等の公費負担制度の充実</li> <li>被害直後の一時避難場所等の確保</li> <li>カウンセリングをはじめとする精神的被害の軽減 など</li> </ul>
2	福祉、医療、生活面などの中・長期的な支援
3	民間活動団体への支援、民間活動団体と連携した支援 し (社)京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や直接支援活動等に対する支援 など
4	犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発     「犯罪被害者週間 (11月25日から12月1日まで)」等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況に関する府民理解の促進     学校における生命の大切さ等に関する教育を推進し、犯罪被者等の人権問題も含めた人権教育を推進 など